

新旧対照表（案）

○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) (実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付期間に関する特例)</p> <p>第4条 法第44条第1項の規定による漁港施設の貸付けについては、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第37条の規定によりその例によることとされる同規則第29条の規定にかかわらず、その貸付期間は、法第41条第2項の規定により定められた同項第2号の実施期間を超えない期間とする。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(新規)</p>